

企画競争説明書

業務名称：ケニア国地熱資源開発計画に関する情報収集・確認調査

調達管理番号：20a01109

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
--

2021年2月24日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年2月24日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国地熱資源開発計画に関する情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年5月 ～ 2021年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【契約第1課、中島 ひとみ／Nakashima.Hitomi2@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年3月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年3月11日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年3月19日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（１）の提出期限日の４営業日前から１営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年1月25日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

※依頼が１営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（３）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（４）提出書類：

- １）プロポーザル・見積書
- ２）プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ３）虚偽の内容が記載されているとき
- ４）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ３）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし
- ４）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 = 0.954090円
 - b) US\$ 1 = 103.896円
 - c) EUR 1 = 125.999円
- ５）その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／地熱開発
- b) 海外地熱 PPP 事業

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格)／最低見積価格×100(%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年4月5日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。

詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：地熱開発計画策定、地熱資源調査、発電事業に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ 以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／地熱開発

➤ 海外地熱 PPP 事業

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／地熱開発）】

a) 類似業務経験の分野：国内外における地熱開発事業計画の分析、策定や地熱事業のマネージメント業務

b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：海外地熱 PPP 事業】

- a) 類似業務経験の分野：国外の地熱 PPP 事業における売電契約（Power Purchase Agreement、以下「PPA」という）や蒸気供給契約（Steam Supply Agreement、以下「SSA」という）に関する実務。PPAについては2件以上、SSAについては1件以上の経験を求め、類似業務の経験年数は5年以上を求める。
- b) 対象国又は同類似地域：全世界（日本を除く）
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。なお、プレゼンテーション及び資料は日本語とします。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(30)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／地熱開発</u>	(24)	－
ア) 類似業務の経験	10	－
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	－
ウ) 語学力	5	－
エ) 業務主任者等としての経験	5	－
オ) その他学位、資格等	2	－
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	－	－
ア) 類似業務の経験	－	－
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	－
ウ) 語学力	－	－
エ) 業務主任者等としての経験	－	－
オ) その他学位、資格等	－	－
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(6)	－
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6	－
イ) 業務管理体制	－	－
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>海外地熱 PPP 事業</u>	(20)	
ア) 類似業務の経験	12	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：2021年3月25日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Teams 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Teams 等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ケニア共和国（以下、「ケニア」という）の国内総生産（GDP）成長率は2013年以降安定して5～6%の成長が続いており、2019年には約10兆円に達し、サブサハラ・アフリカの中ではナイジェリア、南アフリカに次ぐ第3位の経済規模である。

同国の電化率は75%（エネルギー省、2018年）であり、東アフリカの周辺国の電化率（50%未満）と比較すると高い水準ではあるが、依然として人口の25%（約250万世帯）の電力アクセスがないのが現状である。

2019年のピーク電力需要は1,912MWであり、年率約6%で増加している。これに対し総発電設備容量は2019年時点で2,819MWである。このうち、地熱発電は設備容量の29%、年間発電量では45%を占めている。（ケニア統計局、Economic Survey 2020）。水力発電は設備容量の29%、年間発電量の28%を占めるが、乾季や気候変動による干ばつの影響から稼働率が低下することがあり、不足分は地熱発電と火力発電で代替している。高額な輸入燃料の使用量増大は電力料金高騰の一因となっており、また温室効果ガスの排出量増大も懸念されている。

その中で地熱発電は天候に左右されない安定的な発電方式であり、ケニアにおいて開発の優先度が高いベースロード電源に位置付けられる。またケニアは大地溝帯上にあり、地熱資源ポテンシャルが7,000MW程度あると言われている。エネルギー省は「最小費用電源開発計画」（Least Cost Power Development Plan Study Report 2017-2037）において、2030年までに地熱発電設備容量を現在の約837MWから1,869MWまで引き上げる計画を進めている。

JICAはこれまでケニアの地熱分野においては複数の技術協力プロジェクトや円借款事業を実施してきた。これまでの日本政府およびJICAの地熱分野への貢献もあり、ケニアでの地熱開発は国際的にも成功例の一つとされている。2020年9月、ケニア政府は日本政府に対し、ケニア地熱開発公社（Geothermal Development Company、以下「GDC」という）を対象とし、メネンガイ地熱地帯における資源量評価の支援と、北部地熱地帯の地熱開発計画の更新を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。ケニアはこれまで政府主導で地熱開発を進めてきたが、近年は徐々に民間企業の参入を進めており、過渡期にある。ケニア地熱セクターの重要な転換期において、JICAの同セクターへのアプローチを検討して今後の技術協力プロジェクトの形成に備えるため、今般「ケニア国地熱資源開発計画に関する基礎情報収集・確認調査（以下、「本調査」という。）」を実施することとした。

ケニア地熱セクターの援助アプローチを検討する上で、現在進行中の官民連携（PPP）案件の実態について技術的およびPPP契約の観点から整理し、課題や教訓を抽出することは重要である。GDCは、同社設立後の最初の地熱開発案件として、メネンガイ地熱地帯の開発に取り組んできた。現在、同地域において生産井および還元井の掘削は完了しており、3社の独立系発電事業者（Independent Power

Producer、以下「IPP」という)へ蒸気供給する契約 (Project Implementation and Steam Supply Agreement, 以下「SSA」という)を締結済みである。一方で、いずれのIPPも現時点で発電所建設を開始していない。建設未着手の原因がIPPとGDCとのSSAに起因しているのか、あるいは他に理由があるのかは明らかではない。また、建設未着手に伴ってIPP側に債務不履行上の問題が生じ得るのかについては、明らかではない。GDCは過去にJICAが実施した技術協力プロジェクト「地熱開発のための能力向上プロジェクト(2013-2019)」において、二度にわたってメネンガイの資源量評価を実施した。現在、三度目の資源量評価を実施する情報を得るため、同地熱地帯において一斉噴気試験を実施する準備をしている。GDCが第一号案件であるメネンガイ地熱地帯において民間セクターから蒸気供給者としての信用を獲得するには、一斉噴気試験および三度目の資源量評価を着実に実施する必要がある。

また、ケニア地熱セクターの援助アプローチを検討する上では、地熱開発をマナデートとしているGDCの地熱開発計画を整理したうえで、ケニアの電源開発計画やPPP政策のような全体像の中に位置付けていくことが重要である。現在、GDCはメネンガイの開発に続き、ケニア北部の地熱地帯の新規開発にも着手している。同社が北部地域の地熱開発を今後持続的に成功させるためには、JICAはケニアの電力需要予測や、系統計画、民間事業者にライセンス付与された地熱開発鉱区を含む地熱開発の取組みや課題など全体像を把握したうえで、最適な支援を検討する必要がある。

以上を踏まえ、ケニア地熱セクターの援助アプローチを検討し、ケニアの地熱開発の推進に貢献するべく、本調査を立ち上げることにした。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、今後の技術協力プロジェクトの形成に備えて、①ケニアの地熱開発の全体像を把握し、ケニアの地熱セクターに対する支援の方向性を検討するとともに、②同技術協力プロジェクトの効果的な実施に必要な情報収集を行うことを目的として実施する。

本調査の対象は、ケニアにおける地熱分野を想定しているが、地熱PPP事業に係る調査においては、ケニア以外の第三国の地熱PPP事業の事例も参照し、調査対象とする。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 調査の活用方針

本調査は、JICAのケニア地熱分野における開発方針の策定のために活用される。また、2020年9月にケニア政府から日本政府に対し要請された新規技プロの形成にあたって、本調査の調査結果を活用する。

(2) 関係機関へのヒアリング

本調査では、①ケニア電力セクターにおける公的機関、②国際開発金融機関(MDBs: Multilateral Development Banks、以下「MDBs」という)やドナー、③本邦企業、の主に3分野の関係者からのヒアリングを予定している。

①については、ケニアの今後の地熱開発の方向性を把握し、JICAのケニア地熱分野における支援方針を策定するためにヒアリングを行うものである。具体的な

対象機関としては、エネルギー省、ケニア発電公社（KenGen）、ケニア地熱開発公社（GDC）、オフテイカーであるケニア電力公社（KPLC）を想定している。

②については、特にメネンガイ地熱開発地帯における PPP 事業への、アフリカ開発銀行（African Development Bank, 以下「AfDB」という）の支援の動向を調査するために、ヒアリングを行うものである。メネンガイ地熱 PPP 事業において、AfDB は、アフリカ開発基金（African Development Fund, 以下「ADF」という）を通じた部分リスク保証（Partial Risk Guarantee, 以下「PRG」という）を提供するとともに、GDC に対して気候投資基金（Climate Investment Funds, 以下「CIF」という）や ADF を通じた資金協力をを行っている。本調査では、AfDB を中心として、ケニアの地熱 PPP 事業に対して資金協力及び政策支援、技術支援を行っている MDBs やドナーに対し、ヒアリングを行う。

③については、ケニア地熱 PPP 事業に対して、EPC もしくは出資者としての参画に関心を持つと考えられる、主に日本の総合商社を対象に、ヒアリングを行うものである。

以上①から③のヒアリングを実施する際には、発注者に事前にヒアリングを実施する旨情報共有する。発注者は可能な限りヒアリングに同席する予定。ヒアリングの実施に際しては、ケニア現地での対面、及びオンラインでのウェブ会議の双方の手段を活用する。

（3）海外地熱 PPP 事業の業務従事者に期待される業務経験内容

「（2）関係機関へのヒアリング」の中でも、特に個別の PPP 事業に関するヒアリングにおいては、海外の PPP 事業において、特定目的会社（Special Purpose Company, 以下「SPC」という）もしくは出資者、ないしそれらのプロジェクトの組成に関するトランスアクションアドバイザー／ファイナンシャルアドバイザー／コンサルタントとして参画した経験、知見の観点から、情報収集、分析を行うことが望ましい。

具体的には、海外における SSA の契約書の策定段階に関与した経験を複数有し、契約書策定にあたっての具体的な論点や、契約条項・条件等について熟知していることが必須となる。

また、以上のような実務経験を踏まえ、第4条（4）に記載の業務について実施が求められる。

本業務内容の業務従事者については、高度な専門性と希少な経験が求められることから、受注者は、本業務内容については、国外の経験を有する適切な人材を、特号の補強として迎えることも検討すること。

（4）コロナ禍を踏まえた調査の進め方¹

現在、ケニアへの短期渡航は認められているものの、PCR 検査の義務や帰国後の隔離といった制約も存在している。現地における関係機関等へのヒアリングについては、現地出張を想定しつつも、文献調査や遠隔での情報収集を通じた本邦での分析業務については、可能な限り日本国内で実施すること。

（5）JICA 技術協力プロジェクト形成への活用

¹ ケニア現地の人材を補強として加える必要や、現地再委託の必要があれば、プロポーザルで提案すること。

本調査は、2020年度にケニア政府より日本政府に対して要請された技術協力プロジェクトの形成においても活用することを想定している。本プロジェクトは、GDCを対象として、メネンガイ地熱地帯における資源量評価およびケニア北部の地熱地帯における掘削や資源量評価への支援を目的としており、日本政府から承認された場合は、2021年7月頃にJICAとGDCの間で、案件立上げに向けた協議を実施予定である。なお、今年度承認されなかった場合は、2021年度以降に承認された場合に活用する。

受注者は、本プロジェクトにとって特に重要となる、第4条（5）に記載された調査内容について、スケジュール上先行して実施すること。

（6）本調査において情報を整理する際の留意点

発注者は、「第4条 調査の内容」において求めている各種情報の整理を通じて、今後のケニアにおける地熱分野支援の方向性や具体的内容を検討するにあたっての論点を明確にしたい。

そのため、各種情報の整理を行うにあたっては、発注者と協議のうえ、図表などを活用し、各事項についての問題点や論点が明確となるように工夫すること。

（7）調査結果に関するエネルギー省高官、GDC 経営層への報告会

「第4条 調査の内容」の成果として、ケニア地熱セクターにおける政策や、その中でのJICAの位置づけ・役割、ヒアリング結果の一部について、エネルギー省高官及びGDC経営層への非公開の報告会を実施する。本報告会の内容や時期については、発注者と事前によく協議を行うこと。

なお、本報告会の開催にあわせて、「第5条（1）報告書等」で記載のエグゼクティブサマリーを、ケニア政府及びGDCの関係者に提出する。詳細については、「第5条（1）報告書等」も参照のこと。

第4条 調査の内容

（1）ケニアにおける電源開発計画及び地熱開発の位置づけに関する文献調査

① ケニアにおける電力開発計画の見通しと、地熱開発の今後の位置付け

エネルギー省や関係省庁、公的機関が発行する最新のマスタープランや方針・計画ペーパーを収集し、ケニアにおける今後の電源開発の見通し（地熱発電含む）を整理する。また、これら文献調査を通じて、地熱発電所の建設計画や実績、地熱資源地帯の調査・開発計画についても、整理を行う。地熱開発計画に関しては、KenGenやGDC、その他民間企業等による開発か、どのような開発段階かなどを明記する。報告書においては、一覧表の形式で1～2ページ程度の情報量に整理のうえ提出を行う。

② ケニア及び周辺諸国における電力需要の見通しと、電力活用に向けた政策や計画の調査

ケニアにおける電源開発の推進にあたっては、国内の電力需要の増加見通し、ないしケニアと周辺国との間での電力の輸出入の見通しが必要となる。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の一時的な停滞もあり、ケニアおよび周辺各国の電力需要がコロナ禍前の想定よりも伸びが鈍化している。そこで、ケニアにおける電源開発を適切に把握するためにも、今後10年程度の期間を対象に、ケニアにおける電力需要の最新の見通しに関する

情報を整理する。あわせて、周辺各国との電力の輸出入の見通しに関する情報についても整理する。

報告書においては、一覧表の形式で1ページ程度の情報量に整理のうえ提出すること。

(2) ケニア政府の地熱開発政策の方向性や課題の調査

① 地熱開発政策の方向性や課題の調査

エネルギー省やGDC、KenGenが公表している地熱関連政策やマスタープラン等を収集し、今後のGDCの組織としての方向性について情報収集するとともに、課題を分析する。特に、地熱政策の中でGDCとKenGenとの間の所掌がどのように整理されていくのか、また今後GDCが、ケニアにおける地熱開発のどの段階を担うことで、収益化を図っていく計画なのか、調査する。

本調査は文献調査を主に想定しているが、「第3条(2)関係機関へのヒアリング」に記載の通り、エネルギー省へのヒアリングを実施する際には、GDCやKenGenが今後地熱開発において担う役割について、聞き取りを行う。GDCやKenGenへの個別ヒアリングにおいては、文献調査と照らし合わせて、組織としての方針や方向性について確認し、結果をレポートにまとめる。

② 本邦企業のケニアの地熱開発への参入意思や計画や課題の調査

本邦企業が実施主体となる地熱開発への参入意思、計画や課題について調査を行う。本調査は、「第3条(2)関係機関へのヒアリング」に記載の通り、主に総合商社等に対してヒアリングを実施する。その他、ケニア地熱分野へ投資の関心がある本邦企業があれば発注者へ提案のうえヒアリングを実施する。

③ ケニアにおける地熱PPP事業の現状と今後の方向性

ケニアにおける地熱PPP事業の実情を整理する。加えて、今後ケニアで計画されている地熱PPP事業について、現時点で判明している範囲で、事業形態、スキームを調査し、整理する。本調査は文献調査を予定している。

④ 北部地熱開発地帯の開発の情報収集と課題の調査

GDCはケニア北部における地熱開発地帯(BaringoやSuswaなど)の開発を計画している。エネルギー省及びGDCが発出する資料の文献調査、並びに両機関へのヒアリングを通じて、ケニア北部地熱地帯における電源開発計画に関する情報収集(開発段階、ファイナンスの有無、具体的な開発計画の有無、PPP形態など)を行うとともに、北部地熱開発地帯の地熱開発における課題を整理する。なお、他ドナーがケニアの北部地熱開発地帯の開発支援を実施ないし計画している場合には、それがどのような支援となっているか、調査し整理する。報告書においては、北部地熱開発地帯における開発段階と、それぞれの開発に参画しているドナーや金融機関、民間企業について、一覧表の形式で整理する。

(3) 地熱開発におけるPPPの形態の整理と調査

① 地熱PPP事業における公的機関の責任範囲の違いの整理

開発途上国の地熱PPP事業の実績を対象として、各地熱PPP事業の形態における公的機関の責任範囲の違いと、それに基づくIPP側の事業リスクを整理する。

上記の情報分析に際しては、米国やニュージーランドといった民間企業間の蒸気供給契約を含む地熱開発事業と、開発途上国における公的機関と民間事業者による PPP 事業について、それぞれの事業形態・スキームの全体像を比較し、図式化する。

② 地熱 PPP 事業における、定量的な実績及びデータの分析

ケニアを含めた開発途上国の地熱 PPP 事業の実績を対象として、各地熱 PPP 事業における PPA/SSA 契約を調査する。その上で、BOO (Build-Own-Operate) 方式か BOT (Build-Operate-Transfer) 方式か、また契約のタームによるリスクの範囲、買取り価格、経済効果の違いなど、契約形態ごとの定量的な実績について、表などを活用して整理する。

③ 国内に IPP 事業者がない場合の地熱 PPP 事業

ケニアのように国内 IPP 事業者が存在しない国における地熱 PPP 事業がもたらす経済効果の正負について、契約形態・契約タームの違いごとに整理する。

(4) ケニア地熱開発分野における、日本企業の地熱 PPP 事業への参入動向や関心、障壁・課題の調査

主に総合商社は、EPC コントラクターあるいは出資者として、地熱開発に参画している。本調査は、「第3条(2) 関係機関へのヒアリング」に記載の通り、主に総合商社等へのヒアリングによる調査を実施する。そのうえで、北部等の新規地熱開発地帯を中心とした、ケニア地熱 PPP 事業への参入障壁等の課題を整理する。

(5) GDC によるメネンガイ地熱地帯の開発における課題の調査

メネンガイにおける地熱 PPP 事業全体について、(以下、「メネンガイ PPP 事業」という。) IPP、GDC、KPLC がそれぞれの間で取交している諸契約を対象に、ヒアリングや入手可能な資料を通して以下の事項について調査を行う。

① メネンガイ PPP 事業全体の事業形態の確認

メネンガイ PPP 事業は、各 IPP と KPLC の間で 25 年間の BOO 契約が締結され、各 IPP と GDC の間では蒸気供給契約が結ばれているが、実態としてこの二種類の契約は不可分一体の内容になっている。地熱 PPP 事業において、このような事業形態は必ずしも一般的でないため、このような事業形態を採用するに至った経緯や合理性を整理したい。

そこで、特に以下の点を中心に、従来の地熱 PPP 事業形態と比較した際の特徴に留意しながら、メネンガイ PPP 事業における事業形態の特徴と、そのメリット・デメリットを詳細に整理する。またその上で、メネンガイ PPP 事業が、全体として上記(3)の①で整理した形態のどこに位置づけられるかを検討する。

(ア) メネンガイ PPP 事業においては、「公的機関による長期間の蒸気供給契約」と「IPP と 2 社の公社との契約」という二つの特徴がみられる。このような契約形態上の特徴について、従来の一般的な地熱 PPP 事業と比較したうえで、どのようなメリット・デメリットがあるか整理する。

(イ) 既存の地熱 PPP 事業形態と比較して、メネンガイ PPP 事業形態が有

する潜在的な問題点について、技術面・契約面の双方を考慮した上で、整理する。

② IPP と GDC の間での契約に関する確認

上記①で整理したメネンガイ PPP 事業の特徴を踏まえて、IPP と GDC の間での契約内容について、以下の点を中心に、より詳細な整理を行う。

- (ア) IPP と GDC における地熱発電所及びその付属施設の工事範囲の分担について確認する。また、それらの工事における設計や調達手法について、調達上の便宜性、技術的なスコープ、設計上の整合性、管理上の便宜性等の観点から、従来の一般的な地熱 PPP 事業と比較し、整理する。
- (イ) GDC による蒸気供給量が不足していた場合や、契約上の合意条件を GDC が満たさない場合など、契約不履行等が発生した際の取り決めの内容を確認する。また、その際に PRG を通じた支払保証が的確に実施されるか、確認する。加えて、契約不履行時等の取り決めの内容について、従来の一般的な地熱 PPP 事業と比較したうえで、どのような特徴を有するか、整理する。
- (ウ) SSA の契約別添に記載された蒸気の要求仕様 (Required Specification) 及び最低仕様 (Minimum Specification) の内容について確認する。また、地熱発電所を運転する際に一般的に必要とされる条件や、メネンガイ地熱地帯における過去の貯留層の評価結果を踏まえたうえで、SSA に含まれる別添の条件が、IPP にとって現実的な内容となっているか、また片務的な要求内容になっていないか調査し、整理する。
- (エ) 過去のメネンガイ地熱地帯における地熱資源評価の結果や、25 年間の BOO 契約期間に当然想定される貯留層の不確定性を踏まえたうえで、IPP と GDC 双方に発生する保障が適正な内容か、また片務条件になっていないか、整理する。

③ IPP と GDC、IPP と KPLC の間での、SSA 及び PPA に関する確認

- (ア) メネンガイ PPP 事業における、各契約の条項の内容を整理する。特に、BOO 契約期間、PPA 金額や応札価格から想定される投資回収期間、PRG の保障期間に注目する。これらのタームが、従来の一般的な地熱 PPP 事業と比較したうえで、どのような特徴を有し、またどのような懸念が生じ得るか、整理する。例えば、PPA が 25 年間の契約期間、ADF の PRG は 15 年間の保証期間となっているところ、PRG がカバーしない期間はリスクとして残ってしまうのか等について、調査し、整理する。
- (イ) BOO 方式を前提とした PPA および SSA が、IPP と KPLC、IPP と GDC の間でそれぞれ結ばれている。これらの契約には、発電設備の引渡し要件がなく (バイアウト条項のみ SSA に存在する)、GDC には発電所設備を運転する権利が認められていない。このような PPA および SSA などの諸契約の条項と、GDC の政策的な位置づけ・建付けの間での整合性について整理する。その際、第 3 条 (2) におけるヒアリングの成果を十分活用すること。
- (ウ) PPA および SSA の前提条件 (conditions precedent、以下「CP」とい

- う)を確認し、その中で争点となり得る条件や、実施が困難となる可能性のある条件を整理する。また、GDC と KPLC にヒアリングを行い、各条件の履行状況を確認する。
 - (エ) CP には、120%の蒸気量確保に関する報告書の提出が規定されており、これは過去 JICA による技術協力で作成支援された Resource Assessment Report に該当する。現在までに、GDC から IPP に提出されている同報告書のバージョン、提出時期などを、詳細に確認する。最新の報告書が IPP に提出されていない場合、GDC がどのような不履行責任を負うのかを確認する。
 - (オ) PPA および SSA の契約変更が今後予定されているのか、また契約変更の必要があるのかを確認する。
- ④ GDC が一斉噴気試験を実施するにあたって必要となる機材や人的リソースの確認
- (ア) GDC が建設した汽水配管設備 (Steam Gathering System, SGS) における、汽水配管設備の完成図書 (As-Built Drawings) 等を入手し、その詳細を確認する。
 - (イ) GDC の汽水配管設備とそれに接続されている生産井を利用した一斉噴気試験の概要を検討する。なお、一斉噴気試験の概要の検討にあたっては、以下に十分留意すること。
 - a. 現地渡航に先立ち、事前に入手した図面等を最大限利用して、国内で実施できる作業は最大限国内で実施すること。
 - b. 可能な限り多くの本数を同時に開閉することを想定すること。
 - c. 汽水配管設備の計装を利用し、追加の計測機器を最小限に抑えた試験の概要を策定すること。
 - (ウ) メネンガイ地熱地帯の現地に渡航し、汽水配管設備の実態や GDC の状況について、以下の点を中心に確認する。
 - a. 現地において各井戸、汽水配管設備の現状を確認する。
 - b. 利用に際し、環境影響上問題が発生しうる箇所がないことを確認する。
 - c. GDC の所有する機材を確認し、不足する必要な計測機器・設備を検討する。可能な限り GDC 所有の機器で実施する。
 - d. 発電設備がない状況における大気放出、還元ラインの接続等、一斉噴気試験の計画に必要な情報を入手する。
 - (エ) 汽水配管設備を利用した一斉噴気試験計画案の策定
 - a. 一斉解放による大気放出、全量還元など、環境影響を最小限に抑える計画をする。
 - b. 試験計画に基づく、必要な GDC の人員体制を提案する。

第5条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書等名	提出目安時期	部数など
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文 電子データ
インセプションレポート	契約締結後15営業日以内	和文及び英文 電子データ
ドラフトファイナルレポート	2021年10月上旬まで	和文3部（簡易製本） 及び電子データ
エグゼクティブサマリー	2021年10月中旬まで	英文 電子データ
ファイナルレポート	2021年10月下旬まで	和文5部 及び電子データ

また、以上の報告書等の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

① インセプションレポートについて

インセプションレポートの作成にあたっては、「第3条（2）関係機関へのヒアリング」で活用することを目的として、図表等を活用して視認性に優れたスライド形式（10～20 ページ程度を想定）で作成すること。

内容としては、以下6点を必ず含めること。

- （ア）調査の背景・経緯
- （イ）調査の目的
- （ウ）調査の方針・内容・方法（作業項目、手法等）
- （エ）作業計画（フローチャート、日程等）
- （オ）調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- （カ）関係者への依頼事項

このうち、（カ）については、ヒアリング先によってヒアリング内容が異なることから、最初の提出期限までの提出時には、（ア）～（オ）のみの内容で作成するものとし、その後、ヒアリングの際ごとに、（カ）に関する内容のスライドを追加する。

② エグゼクティブサマリーについて

エグゼクティブサマリーは、本調査の成果の要約版として、図表等を活用して、視認性に優れた形式で作成する（A4 で20～30 ページ程度を想定）。エグゼクティブサマリーは、「第3条（7）調査結果に関するエネルギー省高官、GDC 経営層への説明」にあわせて、ケニア政府や GDC 関係者に共有することを想定している。

エグゼクティブサマリーには、第5条の調査結果のうち、以下に関する事項を含めることを想定しているが、作成にあたっては発注者と事前に協議を行うこと。

第4条 調査の内容

- （1）ケニアにおける電源開発計画及び地熱開発の位置づけに関する文献調査
- （2）ケニア政府の地熱開発政策の方向性や課題の調査（「③ケニアにおける地熱 PPP 事業の現状と今後の方向性」を除く）
- （5）④GDC が一斉噴気試験を実施するにあたって必要となる機材や人的リソースの確認（①～③は除く）

③ ファイナルレポートについて

ファイナルレポートは、エグゼクティブサマリーに記載した内容も含め、調査全体の報告書として、和文で作成する。対象とする読者は JICA 内限りとし、調査の中で個別の契約内容や非公開情報が含まれた場合にも、本報告書には正確かつ具体的に記載する。

なお、本報告書は、10 年間の公表制限指定（CR 指定）の対象とする。

（2）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

（3）その他の提出物

「第 3 条（2）関係機関へのヒアリング」に記載のように、本調査では各種ヒアリングが実施される。受注者は、各種ヒアリング後、協議概要を取りまとめ、発注者に速やかに提出する。

以上

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年5月上旬から、2021年11月上旬まで本業務を実施することを想定する。
2021年7月中旬までに中間報告書、2022年10月上旬までにドラフトファイナルレポートを、2022年10月下旬までにファイナルレポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 8.0人月 (M/M) (現地: 2.0M/M、国内6.0M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案すること。

- ① 業務主任者/地熱開発(2号)
- ② 海外地熱PPP事業(特号)
- ③ 一斉噴気試験(汽水配管設備/機械)
- ④ 一斉噴気試験(汽水配管設備/計装・制御)
- ⑤ 一斉噴気試験(試験計画)
- ⑥ 一斉噴気試験(地化学)

(3) 現地再委託

本業務では現地再委託を想定していないが、現地再委託の活用により効率的な調査実施が可能と考える場合は、理由とともにプロポーザルにて提案すること。
なお、経費は本見積とすること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

(4) 配布資料/閲覧資料等

1) 配布資料

- ① 「GDCの地熱開発戦略更新支援プロジェクト」(2014年~2017年)最終報告書
- ② 「ケニア国地熱開発のための能力向上プロジェクト」(2013年~2019年)最終報告書
- ③ 「第5条 調査の内容」の記載に関する英文補足資料

2) 公開資料

- ① AfDBによるメネンガイ地熱IPPプロジェクトへの審査調書(Project Appraisal Report)(2011年11月)
<https://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Project-and->

[Operations/Kenya - Menengai geothermal development project - AR .pdf](#)

- ② 同審査調書の補足資料（Technical Annexes）（2011年11月）
https://www.climateinvestmentfunds.org/sites/cif_enc/files/meeting-documents/par_menengai_geothermal_vsrep_revised_-_annexes_0.pdf

(5) 対象国の便宜供与（必要な場合に記載）

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じJICA事務所の支援を受けられるものとする。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、外務省やJICAケニア事務所、在ケニア日本大使館において、十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

3) 現地渡航

本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況やケニア政府側の対応次第で渡航時期および業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議のうえ決定する。

以上